



令和6年11月14日

各位

会社名 株式会社ジェクシード
代表者名 代表取締役 今井 俊夫
(コード：3719 東証スタンダード)
問合せ先 経営管理部部長 増尾 雅人
(TEL. 03-5259-7010)

自己株式の取得期間延長に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、令和6年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたが、本日開催の取締役会において、自己株式の取得期間の延長を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更を行う理由

株主還元の一環として、また、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行するため、自己株式の取得を行うことを令和6年5月15日に決議いたしましたが、当初の取得期間内で取得しうる株式の総数及び株式の取得価額の総額のいずれも上限に達しなかったため、取得期間の延長を行うことといたしました。

2. 自己株式の取得期間

変更箇所は下線で示しております。

変更前	変更後
令和6年5月16日から <u>令和6年11月15日</u>	令和6年5月16日から <u>令和7年1月15日</u>

(ご参考)

1. 令和6年5月15日の取締役会における決議事項

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 2,000,000株 (上限)
- (3) 株式の取得価額の総額 300,000,000円 (上限)
- (4) 取得期間 令和6年5月16日から令和6年11月15日
- (5) 取得の方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計 (令和6年11月13日現在)

- (1) 取得した株式の総数 85,200株
- (2) 株式の所得価額の総額 21,343,245円

以上